

## 「美香子ちゃんを救う会」会則

### 第1条 (名称)

本会は「美香子ちゃんを救う会」(以下「本会」という。)と称する。

### 第2条 (事務所)

本会の主たる事務所を東京都渋谷区代々木 2-27-8 代々木レジデンス 205 に置く。本会の従たる事務所を必要に応じて設置することができる。

### 第3条 (目的)

本会は古谷 美香子(ふるや みかこ)さんの外国での小腸、大腸等臓器移植実現のための必要費用を広く善意の方々からの募金によって援助するため、その活動を企画・実施することを目的とする非営利組織である。

### 第4条 (活動内容)

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 小腸、大腸等臓器移植の医療費、渡航・滞在に必要な費用の募金活動
2. 上記の募金活動を広く周知するため広報活動・募金状況の適切な開示
3. 事務局維持・運営業務
4. その他目的達成のために必要な活動

### 第5条 (活動期間)

1. 募金活動は目標金額が達成した場合、速やかに募金活動は停止する。
2. 本会は目的を達成するか、または必要がなくなったときに会計監査を受けた後、会計報告を以って活動を終了し、解散するものとする。

### 第6条 (会員)

本会の目的・趣旨に賛同し、本会活動に協力して頂ける個人または団体のボランティアにより構成される。

### 第7条 (会費)

本会は入会金・会費の徴収は行わない。

### 第8条 (役員及び運営役員会)

本会には次の役員を置き、運営役員会を組成し運営に当たる。

代表 1名 本会を代表し統括する。  
副代表 1名 代表の業務を補佐する。  
事務局長 1名 本会の事務局業務を担う。  
会計 1名 本会の会計業務を担う。  
ボランティア担当 1名 本会の目的・趣旨に賛同し、本会活動に協力して頂ける個人または団体のボランティアとの連絡調整業務を担う。  
広報 1名 本会の募金活動を広く周知するため広報活動・募金状況の適切な開示・公表等についての業務を担う。  
渉外 1名 外国や企業等対外的な交渉・連絡調整業務を担う。  
役員は必要に応じ、随時補充・追加できる。

#### 第9条 (報酬等)

本会の役員は報酬を受けることができない。ただし、役員は、その職を執行するために要した費用について弁償を受けることができる。

#### 第10条 (運営)

本会の運営に関しては会則に基づき運営し、会則に定めのない事項は運営役員会の協議により、その過半数の賛成を以って決定する。

#### 第11条 (会計)

本会の会計は事務局に置き、本会運営経費の入出金等は運営役員会において協議決定された手続きに基づき執行し、定期的にホームページ (<http://mikako-bokin.com>) 等で開示・公表する。

#### 第12条 (会計監査、残余財産の処分)

本会の活動停止・解散に先立ち、会計の執行が適正か否か会計監査を受け、余剰金が発生した場合には医師と相談のうえ期間を定め、その余剰金を凍結することができる。凍結期間経過後は他の渡航移植を必要とする患者支援団体・支援組織へ寄付する。

処分結果は凍結期間後も含めてホームページで(ホームページを閉鎖する場合、予め公表手段を明示する)公表しなければならない。

#### 第13条 (会則の施行)

本会則は平成21年9月18日から施行する。

本会則は、改正の必要が生じた場合は、運営役員会で協議し決定する。